

東日本大震災に対する救援金募集について

この度の三陸沖を震源とする国内観測史上最大の地震（M9.0）により、想像を絶する悲惨な事態をもたらしました。被災地の荒れ果てた家屋・建物、田畑等の様子を伝える映像を見るたび言葉に言い表せない気持ちでいっぱいです。

特に、今日まで、農地、水、環境を守ってこられたエコファーマーの方々の工夫と努力が一瞬にして打ち砕かれたことが残念でなりません。

「全国エコファーマーネットワーク」は、この度の未曾有の災害を目の当たりにして、被災されたエコファーマーの皆様方に、一日も早く立ち上がってほしいと願い、「がんばれ！エコファーマー」と、全国20万人のエコファーマー及び環境にやさしい農業を応援している一般消費者の皆さんにも呼びかけて募金活動を始めました。

後世まで美しい農村の原風景を残そうと一所懸命に農地・農村を守り続けてこられたその汗と努力を無にしないためにも、被災にめげず営農活動復興への先導役として頑張ってもらいたいという思いでいっぱいです。

「全国エコファーマーネットワーク」の仲間をはじめ、多くの農業者・消費者が応援しています。

「がんばれ！エコファーマー」の気持ちで、復興支援の募金活動にご賛同いただける方は、下記までご送金いただければ幸いです。

送金先

郵便振替口座

番 号 00190-4-346257

口座名 全国エコファーマーネットワーク

通信欄に「東日本大震災救援募金」とお書きください。

恐れ入りますが、送金手数料はご負担をお願いします。

全国エコファーマーネットワーク

会長 佐々木 陽悦

（事務局：（財）日本土壌協会）

電話：03-3292-7281

FAX：03-3219-1646

重 要

募 金 要 綱

平成 23 年 4 月 22 日

1. 目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で被災されたエコファーマー等農業者に係る被災した田、畑、農業用施設等の災害復旧及び復興事業の財源とするための募金活動を行うものとする。

2. 募金団体の名称及び所在地

全国エコファーマーネットワーク

(事務局)

(財)日本土壌協会

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 1-58 パピロスビル 6 階

TEL : 03-3293-7281 FAX : 03-3219-1646 E mail : eco@japan-soil.net

3. 募金地域

全 国

4. 募金対象者

エコファーマー等農業者、消費者等で当該募金の目的に賛同する個人及び法人

5. 受付方法

郵便振替

振替口座 番 号 : 00190-4-346257

口座名義 : 全国エコファーマーネットワーク

・通信欄に「東日本大震災救援募金」とお書きください。

・恐れ入りますが、送金手数料はご負担をお願いします。

6. 募金期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までとする。

7. 募集した義援金の拠出先

義援金の拠出先は、東日本大震災により被害が特に甚大な岩手県、宮城県及び福島県(以下「甚大な被害県」という。)とし、当該県が実施する災害復旧及び復興事業の財源として拠出するものとする。

なお、拠出金は、甚大な被害県が振込先として指定する口座へ振り込むものとする。

8. その他

募金は現金に限ります。物品は取り扱っていません。

《 義援金に対する減免税措置について 》

1. 皆様からの「全国エコファーマーネットワーク」への義援金は、寄附金控除の対象になります。

（個人の場合）

個人の方が義援金を寄附した場合は、その義援金が「特定寄附金」と見なされ寄附金控除の対象となります。

（その年の特定寄附金の支出額の合計額） - 2 千円 = 寄附金控除額を、寄附金者の方のその年の総所得金額の合計額から控除することができます。

ただし、特定寄附金の額の合計額が総所得金額の 40%を超える場合は、40%相当額から 2 千円を引いた金額が控除できる金額になります。

（法人の場合）

法人の方が義援金を寄附した場合には、その義援金が「国又は地方公共団体に対する寄附金」(国等に対する寄附金)に該当しますので、義援金支出額の全額が損金の額に算入されます。

2. 義援金等を寄附した者が、寄附金控除(個人の方)又は損金算入(法人)の適用を受けるための手続き

所轄税務署で確定申告を行ってください。(年末調整等では控除できません)。

(通常の確定申告時期：毎年 2 月 16 日～3 月 15 日)

確定申告書提出の際に、当団体の「募金要綱」、「東日本大震災による救援金募集について」(チラシ)および郵便局で義援金お振込みの際、お手元に残る「振替払込請求書兼受領証」の控えの 3 点の書類が必要になりますので、申告時まで大切に保管しておいてください。

東京神田税務署了承 平成 23 年 4 月 22 日